

官庁施設の耐震診断結果等の公表について

1 公表の対象

「官公庁施設の建設等に関する法律」第 10 条に基づき国土交通大臣(官庁営繕部)が整備等を所掌する施設のうち、次のすべてに該当する官庁施設

- ・ 災害応急対策活動に必要な主な官庁施設、危険物を貯蔵・使用する等の官庁施設
(「国家機関の建築物及びその附帯施設の位置、規模及び構造に関する基準」に規定する別表(一)から(十一)に掲げる官庁施設)
- ・ 階数3以上、かつ、延べ面積 1,000 m²以上のもの

2 公表の概要

今回の耐震性の公表は、国土交通省の官庁営繕部が所掌する393棟について、耐震診断等を行った結果、官庁施設の耐震性の基準を満足する施設は217棟(55.2%)であり、満足しない施設は、176棟(44.8%)でした。満足しない施設のうち、特に耐震性が低い施設については、重点的に耐震化対策を実施します。

3 公表対象施設の耐震化の目標

耐震性の評価値1.0未満の施設114棟を中心に耐震改修等の促進を図り、概ね10年以内(平成27年度末)に災害応急対策活動に必要な主な官庁施設等の耐震化率が少なくとも9割(面積率)に達するよう努めて参ります。特に耐震性の低い施設については、早期の解消を図るよう耐震改修等の促進に努めて参ります。

4 耐震性の評価方法と安全性

「官庁施設の総合耐震診断・改修基準」に基づく耐震診断の方法は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」第4条「基本方針」に基づく「特定建築物の耐震診断の指針」と同等以上の効力を有する建築物の耐震診断の方法として国土交通大臣により認定された方法で、「特定建築物の耐震診断の指針」に比べ、地震災害時における施設の重要度に応じて割り増しを行った目標性能としているなど安全側に余裕を持った評価方法です。構造体の耐震安全性は、「6 大規模地震に対する構造体の耐震安全性の評価」に示すとおり、評価値 1.0 未満は、現行の建築基準法で求められる耐震性の水準を満足していないという評価となります。

今回の公表対象のうち、評価値が 0.5 未満のものは、すべて新耐震設計法の施行以前(昭和55年以前)のもので、これらの施設についても、中規模地震で損傷しないことについて建設当時の設計において検証されており、震度5強程度の中規模地震に対し損傷しないことが確認されています。

なお、地震動の特性、地盤の特性及び建築物の構造特性等により、同一の評価値であっても被害の状況は異なるものであり、現に、この度の公表対象施設の中には、評価値が低い施設で、大規模地震である阪神・淡路大震災において、かなり強い地震動を受けたにもかかわらず、倒壊・崩壊に至らず継続使用している施設も含まれています。

5 官庁施設の耐震性の状況

耐震化率(dの割合) = 55.2%(棟率)、63.6%(面積率)

(平成18年3月31日現在)

	総数	評価						未診断
		旧耐震基準				新耐震基準		
		a	b	c	d	c	d	
本省官庁営繕部	21	5	2	2	5	0	7	0
北海道開発局	35	4	2	3	11	3	12	0
東北地方整備局	31	1	5	8	8	1	8	0
関東地方整備局	94	1	22	8	18	4	41	0
北陸地方整備局	20	2	4	0	8	2	4	0
中部地方整備局	33	5	3	8	8	2	7	0
近畿地方整備局	49	8	18	2	3	2	16	0
中国地方整備局	31	3	6	6	9	0	7	0
四国地方整備局	26	1	2	3	12	1	7	0
九州地方整備局	45	6	14	4	9	0	12	0
沖縄総合事務局	8	0	0	0	2	3	3	0
計	393	36	78	44	93	18	124	0

(凡例)

新耐震基準	建築基準法に基づく新耐震設計法(昭和56年)
総数	対象となる棟数
評価	耐震安全性の評価別の棟数
未診断	耐震診断の完了していない棟数

6 大規模地震に対する構造体の耐震安全性の評価

評価	、 類施設の評価値	耐震安全性の評価	備考
a	評価値 < 0.5	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。	いずれも 中規模地震 で損傷しな いことを設 計において 確認してい る。
b	0.5 評価値 < 1.0	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。	
c	類 1.0 評価値 < 1.5 類 1.0 評価値 < 1.25	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性は低い、要求される機能が確保できないおそれがある。	
d	類 1.5 評価値 類 1.25 評価値	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性は低く、類及び類の施設では要求される機能が確保できる。	

耐震安全性の評価における地震とは、震度6強～震度7程度の大規模地震のことをいう。

ここでの評価は、「官庁施設の総合耐震診断・改修基準」に基づいて評価したものであり、地震動の特性、地盤の特性及び建築物の構造特性等により、同一の評価値であっても被害の状況は異なる。

評価値（官庁施設の総合耐震診断・改修基準（平成8年10月））

必要保有水平耐力の補正係数は、主に、昭和56年の建築基準法施行令改正前の施設について、柱の帯筋比等の仕様規定を満足できないことを踏まえ、次のように補正（低減）係数として考慮します。

$$\text{評価値} = \frac{\text{「} Q_u \text{」}}{\text{「} Q_{un} \text{」}}$$

「 Q_u 」：保有水平耐力

「 Q_{un} 」：必要保有水平耐力

：既存不適格建築物を評価するための補正係数（1.0～2.4）

$$= \frac{\text{「} d \text{」} \times \text{「} m \text{」}}{U}$$

「 d 」：じん性補正係数（柱の帯筋比等の仕様規定不満足など）

「 m 」：モデル化による補正係数（近似的な置換処理の補正）

U：劣化係数（経年や品質の劣化による補正）

「官庁施設の総合耐震計画基準」（建設省営計発第100号平成8年10月24日建設事務次官決定）において施設が有すべき大地震動時及び大地震動後の耐震安全性の目標に応じた構造体の耐震安全性の分類

分類		活動内容	対象施設	耐震安全性の分類
災害応急対策活動に必要な施設	災害対策の指揮、情報伝達等のための施設	災害時の情報の収集、指令 二次災害に対する警報の発令 災害復旧対策の立案、実施 防犯等の治安活動 被災者への情報伝達 保健衛生及び防疫活動 救援物資等の備蓄、緊急輸送 活動等	左記のうちの 中枢的施設	類
			上記以外の施設	類
一般官庁施設				類

（上記のほか、救護施設、避難施設、危険物を貯蔵又は使用する施設等については、その施設の状況に応じて、類～類の分類を行っている。）

官庁施設の耐震性に係るリスト

凡例	問合せ窓口	Tel	内線
本省	国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課・整備課	03-5253-8111	計画課 23232 整備課 23453
北海道開発局	北海道開発局営繕部営繕計画課	011-709-2311	5723
東北地方整備局	国土交通省東北地方整備局営繕部計画課	022-225-2171	5153
関東地方整備局	国土交通省関東地方整備局営繕部計画課	048-601-3151	5153
関東地方整備局筑波分室	国土交通省関東地方整備局筑波分室	029-851-2711	31
北陸地方整備局	国土交通省北陸地方整備局営繕部計画課	025-280-8880	5153
中部地方整備局	国土交通省中部地方整備局営繕部計画課	052-953-8185	5153
近畿地方整備局	国土交通省近畿地方整備局営繕部計画課	06-6942-1141	5153
中国地方整備局	国土交通省中国地方整備局営繕部計画課	082-221-9231	5153
四国地方整備局	国土交通省四国地方整備局営繕部計画課	087-851-8061	5153
九州地方整備局	国土交通省九州地方整備局営繕部計画課	092-471-6331	5153
沖縄総合事務局	内閣府沖縄総合事務局開発建設部営繕課	098-866-0031	5152

(平成18年3月31日現在)

問合せ窓口	建築物		所在地	分類	建築年次	構造・規模				評価		評価基準	備考
	施設名	棟名				市区町村名	構造	地上	地下	延べ面積	評価		
本省	内閣本府庁舎	A棟	東京都千代田区	I	1962	RC	6	2	18,481	a	0.37	官庁基準	建替検討中
本省	警察総合庁舎	庁舎	東京都千代田区	I	1968	SRC	8	2	22,505	c	1.04	官庁基準	
本省	外務省庁舎	A棟(北庁舎)	東京都千代田区	I	1960	SRC	8	2	21,727	d	-		改修済
本省	外務省庁舎	C棟(中央・南庁舎)	東京都千代田区	I	1960	SRC	8	1	34,167	d	-		改修済
本省	外務省庁舎	西別館	東京都千代田区	I	1975	RC	3	1	1,760	d	-		改修済
本省	外務省庁舎	増築棟(新庁舎)	東京都千代田区	I	1995	SRC	8	3	14,436	d	-		
本省	財務本省庁舎	庁舎	東京都千代田区	I	1943	SRC	5	1	56,305	b	0.79	官庁基準	
本省	経済産業省庁舎	本館	東京都千代田区	I	1984	S	18	3	47,071	d	-		
本省	経済産業省庁舎	別館	東京都千代田区	I	1968	SRC	11	2	59,741	a	0.32	官庁基準	改修中
本省	中央合同庁舎第1号館	本館	東京都千代田区	I	1954	SRC	8	1	48,009	a	0.31	官庁基準	H18改修予定
本省	中央合同庁舎第1号館	別館	東京都千代田区	I	1965	SRC	8	1	17,478	a	0.48	官庁基準	改修検討中
本省	中央合同庁舎第1号館	北別館	東京都千代田区	I	1964	SRC	8	1	14,139	a	0.26	官庁基準	H18改修予定
本省	中央合同庁舎第2号館	高層棟	東京都千代田区	I	2000	S	21	4	114,654	d	-		
本省	中央合同庁舎第2号館	低層棟	東京都千代田区	I	2003	RC	0	4	10,497	d	-		
本省	中央合同庁舎第3号館	庁舎	東京都千代田区	I	1966	SRC	11	2	69,581	d	-		改修済
本省	中央合同庁舎第4号館	庁舎	東京都千代田区	I	1971	SRC	12	2	61,854	b	0.83	官庁基準	
本省	中央合同庁舎第5号館	本館	東京都千代田区	I	1983	S	26	3	101,301	d	-		
本省	中央合同庁舎第6号館	A棟	東京都千代田区	I	1990	S	22	4	126,171	d	-		
本省	中央合同庁舎第6号館	赤レンガ棟	東京都千代田区	I	1895	その他	3	0	9,867	d	-		改修済
本省	中央合同庁舎第6号館	BC棟	東京都千代田区	I	1994	S	21	3	64,104	d	-		
本省	永田町合同庁舎	庁舎	東京都千代田区	I	1959	SRC	8	1	8,755	c	0.67	建防協	

問合せ窓口	建築物		所在地	分類	建築 年次	構造・規模				評価		評価基準	備考
	施設名	棟名				市区町村名	構造	地上	地下	延べ面積	評価		
北海道開発局	北海道警察学校	本館	北海道札幌市南区	II	1968	RC	3	0	4,086	d	-		
北海道開発局	北海道警察機動隊	庁舎	北海道札幌市南区	II	2003	RC	5	0	7,268	d	-		
北海道開発局	小樽開発建設部	庁舎	北海道小樽市	II	1966	RC	3	0	3,368	a	0.37	官庁基準	改修中
北海道開発局	小樽開発建設部	庁舎	北海道小樽市	II	1985	RC	3	0	1,476	c	1.02	官庁基準	改修中
北海道開発局	室蘭開発建設部	庁舎	北海道室蘭市	II	1983	RC	5	1	6,220	c	1.03	官庁基準	H18改修予定
北海道開発局	留萌開発建設部	庁舎	北海道留萌市	II	1998	RC	4	0	6,228	d	-		
北海道開発局	網走開発建設部	庁舎	北海道網走市	II	1954	RC	3	0	1,173	d	-		改修済
北海道開発局	網走開発建設部	庁舎	北海道網走市	II	1967	RC	3	0	1,783	b	0.96	官庁基準	
北海道開発局	網走開発建設部	庁舎	北海道網走市	II	1979	RC	3	0	2,328	d	-		
北海道開発局	帯広開発建設部	庁舎	北海道帯広市	II	1964	RC	3	0	2,069	c	1.05	官庁基準	
北海道開発局	帯広開発建設部	庁舎	北海道帯広市	II	1973	RC	3	0	2,801	d	-		改修済
北海道開発局	北海道開発局防災技術センター	庁舎	北海道札幌市豊平区	I	1977	RC	3	0	2,176	d	-		改修済
北海道開発局	函館開発建設部	庁舎	北海道函館市	II	1985	RC	5	1	6,349	c	1.01	官庁基準	
北海道開発局	札幌管区气象台	庁舎	北海道札幌市中央区	I	1965	RC	3	0	3,297	a	0.29	官庁基準	改修中
北海道開発局	室蘭地方气象台	庁舎	北海道室蘭市	II	1985	RC	3	0	1,304	d	-		
北海道開発局	函館海洋气象台	庁舎	北海道函館市	II	1992	RC	4	0	2,281	d	-		
北海道開発局	札幌第1合同庁舎	庁舎	北海道札幌市北区	I	1989	S	18	2	53,031	d	-		
北海道開発局	札幌第2合同庁舎	庁舎	北海道札幌市中央区	I	1968	SRC	9	1	17,485	c	1.28	官庁基準	
北海道開発局	札幌第3合同庁舎(行政棟)	庁舎	北海道札幌市中央区	I	1993	SRC	15	2	27,596	d	-		
北海道開発局	旭川地方合同庁舎	庁舎	北海道旭川市	II	2004	SRC	6	1	13,647	d	-		
北海道開発局	室蘭地方合同庁舎	庁舎	北海道室蘭市	II	1993	RC	6	1	7,701	d	-		
北海道開発局	釧路地方合同庁舎	庁舎	北海道釧路市	II	2000	SRC	9	1	25,318	d	-		
北海道開発局	岩見沢地方合同庁舎	庁舎	北海道岩見沢市	II	1975	RC	3	0	2,870	d	-		改修済
北海道開発局	稚内地方合同庁舎	庁舎	北海道稚内市	II	1995	RC	6	1	9,211	d	-		
北海道開発局	根室地方合同庁舎	庁舎	北海道根室市	II	1994	RC	5	0	3,944	d	-		
北海道開発局	江差地方合同庁舎	庁舎	北海道檜山郡江差町	II	1979	RC	3	0	2,701	d	-		
北海道開発局	俱知安地方合同庁舎	庁舎	北海道虻田郡俱知安町	II	1991	RC	5	0	3,269	d	-		
北海道開発局	小樽港湾合同庁舎	庁舎	北海道小樽市	I	1965	RC	6	1	11,827	a	0.31	官庁基準	建替検討中
北海道開発局	函館港湾合同庁舎	庁舎	北海道函館市	II	1968	RC	5	0	9,510	b	0.98	官庁基準	
北海道開発局	苫小牧港湾合同庁舎	庁舎	北海道苫小牧市	II	1975	RC	3	0	3,662	d	-		改修済
北海道開発局	留萌港湾合同庁舎	庁舎	北海道留萌市	II	1968	RC	3	0	1,780	d	-		改修済
北海道開発局	釧路港湾合同庁舎	庁舎	北海道釧路市	II	1971	RC	5	0	4,415	d	-		改修済
北海道開発局	根室港湾合同庁舎	庁舎	北海道根室市	II	1972	RC	3	0	1,895	d	-		改修済
北海道開発局	稚内港湾合同庁舎	庁舎	北海道稚内市	II	1968	RC	4	0	3,394	c	1.10	官庁基準	
北海道開発局	札幌開発総合庁舎	庁舎	北海道札幌市中央区	II	1965	RC	6	1	11,732	a	0.36	官庁基準	
東北地方整備局	東北管区警察学校	庁舎	宮城県多賀城市	II	1975	RC	4	0	4,694	d	-		改修済

問合せ窓口	建築物		所在地	分類	建築年次	構造・規模				評価		評価基準	備考
	施設名	棟名				市区町村名	構造	地上	地下	延べ面積	評価		
東北地方整備局	青森県警察学校	校舎	青森県青森市	Ⅱ	1999	RC	3	0	4,443	d	-		
東北地方整備局	宮城県警察学校	庁舎	宮城県名取市	Ⅱ	1999	RC	4	0	3,129	d	-		
東北地方整備局	山形県警察学校	校舎	山形県天童市	Ⅱ	1983	RC	3	0	2,000	d	-		
東北地方整備局	福島県警察学校	庁舎	福島県福島市	Ⅱ	1973	RC	3	0	1,838	b	0.66	官庁基準	H18改修予定
東北地方整備局	宮城県警察機動隊	庁舎	宮城県仙台市青葉区	Ⅱ	1981	RC	3	0	1,889	d	-		
東北地方整備局	東北地方整備局	庁舎	宮城県仙台市青葉区	Ⅰ	1954	RC	5	0	4,461	c	1.01	官庁基準	
東北地方整備局	東北地方整備局	庁舎	宮城県仙台市青葉区	Ⅰ	1964	RC	3	0	1,412	c	1.02	官庁基準	
東北地方整備局	東北地方整備局	庁舎	宮城県仙台市青葉区	Ⅰ	1976	RC	5	0	2,173	c	1.01	官庁基準	
東北地方整備局	青森地方合同庁舎	庁舎	青森県青森市	Ⅱ	1984	SRC	8	0	5,293	d	-		
東北地方整備局	盛岡地方合同庁舎(1号館)	庁舎	岩手県盛岡市	Ⅱ	1961	RC	4	1	2,900	a	0.30	官庁基準	
東北地方整備局	仙台第1地方合同庁舎	庁舎	宮城県仙台市青葉区	Ⅰ	1965	SRC	9	2	27,736	c	1.31	官庁基準	
東北地方整備局	仙台第2地方合同庁舎	庁舎	宮城県仙台市青葉区	Ⅰ	1973	S	17	2	13,581	d	-		
東北地方整備局	仙台第3合同庁舎	庁舎	宮城県仙台市宮城野区	Ⅰ	1982	SRC	10	2	18,298	b	0.92	官庁基準	
東北地方整備局	仙台第4地方合同庁舎	庁舎	宮城県仙台市宮城野区	Ⅰ	1988	SRC	8	2	12,326	d	-		
東北地方整備局	石巻地方合同庁舎	庁舎	宮城県石巻市	Ⅱ	1990	RC	3	1	2,854	d	-		
東北地方整備局	気仙沼地方合同庁舎	庁舎	宮城県気仙沼市	Ⅱ	1976	RC	6	0	2,383	d	-		改修済
東北地方整備局	秋田第1地方合同庁舎	庁舎	秋田県秋田市	Ⅱ	1968	RC	5	0	5,842	b	0.83	官庁基準	
東北地方整備局	秋田第2地方合同庁舎	庁舎	秋田県秋田市	Ⅱ	1989	RC	5	1	4,409	d	-		
東北地方整備局	山形地方合同庁舎	庁舎	山形県山形市	Ⅱ	1973	RC	5	1	4,589	b	0.82	官庁基準	
東北地方整備局	新庄地方合同庁舎	庁舎	山形県新庄市	Ⅱ	1985	RC	4	1	2,738	c	1.01	官庁基準	
東北地方整備局	福島地方合同庁舎	庁舎	福島県福島市	Ⅱ	1973	RC	5	0	6,459	c	1.05	官庁基準	
東北地方整備局	白河地方合同庁舎	庁舎	福島県白河市	Ⅱ	1993	RC	5	1	4,140	d	-		
東北地方整備局	青森港湾合同庁舎	庁舎	青森県青森市	Ⅱ	1969	RC	3	0	1,620	d	-		
東北地方整備局	八戸港湾合同庁舎	庁舎	青森県八戸市	Ⅱ	1968	RC	4	0	2,090	d	-		改修済
東北地方整備局	宮古港湾合同庁舎	庁舎	岩手県宮古市	Ⅱ	1979	RC	3	0	1,949	d	-		
東北地方整備局	釜石港湾合同庁舎	庁舎	岩手県釜石市	Ⅱ	1972	RC	4	0	2,240	b	0.95	官庁基準	
東北地方整備局	塩釜港湾合同庁舎	庁舎	宮城県塩竈市	Ⅰ	1969	RC	7	0	6,913	c	1.29	官庁基準	
東北地方整備局	秋田港湾合同庁舎	庁舎	秋田県秋田市	Ⅱ	1969	RC	3	0	1,600	d	-		
東北地方整備局	酒田港湾合同庁舎	庁舎	山形県酒田市	Ⅱ	1967	RC	3	1	1,818	c	1.01	官庁基準	
東北地方整備局	小名浜港湾合同庁舎	庁舎	福島県いわき市	Ⅱ	1971	RC	3	0	1,386	c	1.20	官庁基準	
関東地方整備局	皇宮警察本部	本館	東京都千代田区	Ⅱ	1983	RC	3	0	3,555	d	-		
関東地方整備局	警察庁科学警察研究所	本館	千葉県柏市	Ⅰ	1998	SRC	7	1	24,164	d	-		
関東地方整備局	警察大学校	本館	東京都府中市	Ⅱ	2001	SRC	7	1	30,740	d	-		
関東地方整備局	関東管区警察学校	本館棟	東京都小平市	Ⅱ	1963	RC	3	1	5,726	d	-		改修済
関東地方整備局	茨城県警察学校	本館	茨城県東茨城郡茨城町	Ⅱ	1972	RC	3	0	1,914	b	0.90	官庁基準	
関東地方整備局	栃木県警察学校	本館	栃木県宇都宮市	Ⅱ	1969	RC	3	0	1,859	d	-		改修済

問合せ窓口	建築物		所在地	分類	建築年次	構造・規模				評価		評価基準	備考
	施設名	棟名				市区町村名	構造	地上	地下	延べ面積	評価		
関東地方整備局	群馬県警察学校	本館	群馬県前橋市	II	1973	RC	3	0	1,719	d	-		改修済
関東地方整備局	埼玉県警察学校	本館	埼玉県さいたま市北区	II	1966	RC	4	0	2,274	d	-		改修済
関東地方整備局	埼玉県警察学校	第2本館	埼玉県さいたま市北区	II	1986	RC	4	0	2,652	d	-		
関東地方整備局	埼玉県警察学校	第3本館	埼玉県さいたま市北区	II	1969	RC	3	0	1,100	d	-		改修済
関東地方整備局	千葉県警察学校	本館	千葉県東金市	II	1986	RC	3	0	5,490	d	-		
関東地方整備局	警視庁警察学校	本館棟	東京都府中市	II	2001	SRC	5	1	6,359	d	-		
関東地方整備局	神奈川県警察学校	本館	神奈川県横浜市栄区	II	1970	RC	5	0	5,007	d	-		改修済
関東地方整備局	神奈川県警察学校木月分校	本館	神奈川県川崎市中原区	II	1982	RC	3	0	1,946	c	1.12	官庁基準	
関東地方整備局	神奈川県警察学校由野台分校	本館	神奈川県相模原市	II	1997	RC	5	0	3,936	d	-		
関東地方整備局	山梨県警察学校	本館	山梨県甲斐市	II	1967	RC	3	0	1,216	d	-		改修済
関東地方整備局	長野県警察学校	本館	長野県長野市	II	1976	RC	4	0	1,868	b	0.52	官庁基準	
関東地方整備局	栃木県警察機動隊	庁舎	栃木県宇都宮市	II	2002	RC	3	0	1,109	d	-		
関東地方整備局	埼玉県警察機動隊	庁舎	埼玉県朝霞市	II	1983	RC	3	0	2,425	c	1.10	官庁基準	
関東地方整備局	千葉県警察第一機動隊	待機所	千葉県千葉市美浜区	II	1989	RC	3	0	1,870	d	-		
関東地方整備局	千葉県警察第二機動隊	本館	千葉県千葉市稲毛区	II	1975	RC	3	0	1,082	b	0.65	官庁基準	
関東地方整備局	千葉県警察第三機動隊	庁舎道場棟	千葉県柏市	II	1998	RC	3	1	3,642	d	-		
関東地方整備局	千葉県警察第三機動隊	待機所	千葉県柏市	II	1998	RC	4	0	5,341	d	-		
関東地方整備局	警視庁第一機動隊	待機所	東京都千代田区	II	2000	RC	6	2	6,862	d	-		
関東地方整備局	警視庁第一機動隊	待機所	東京都千代田区	II	2002	SRC	9	1	5,894	d	-		
関東地方整備局	警視庁第二機動隊	本館	東京都墨田区	II	1967	RC	5	0	2,570	d	-		改修済
関東地方整備局	警視庁第二機動隊	待機所1	東京都墨田区	II	1967	RC	4	0	1,580	b	0.53	官庁基準	
関東地方整備局	警視庁第二機動隊	待機所2	東京都墨田区	II	1967	RC	4	0	1,705	b	0.50	官庁基準	
関東地方整備局	警視庁第三機動隊	庁舎	東京都目黒区	II	2005	RC	4	0	5,130	d	-		
関東地方整備局	警視庁第四機動隊	庁舎	東京都立川市	II	1987	RC	4	0	4,401	d	-		
関東地方整備局	警視庁第五機動隊	本館1	東京都新宿区	II	1963	RC	4	0	1,838	d	-		改修済
関東地方整備局	警視庁第五機動隊	本館2	東京都新宿区	II	1963	RC	4	0	1,814	d	-		改修済
関東地方整備局	警視庁第五機動隊	事務庁舎	東京都新宿区	II	1970	RC	4	0	1,591	d	-		
関東地方整備局	警視庁第六機動隊	庁舎	東京都品川区	II	1975	SRC	9	0	6,013	d	-		改修済
関東地方整備局	警視庁第七機動隊	本館	東京都調布市	II	1975	RC	3	0	6,458	d	-		改修済
関東地方整備局	警視庁第八機動隊	庁舎	東京都新宿区	II	1977	SRC	6	1	6,098	c	1.05	官庁基準	H18改修予定
関東地方整備局	警視庁第八機動隊	別館	東京都新宿区	II	1978	RC	3	1	3,545	b	0.72	官庁基準	
関東地方整備局	警視庁第九機動隊	本館	東京都江東区	II	1981	SRC	7	0	4,462	c	1.10	官庁基準	H18改修予定
関東地方整備局	警視庁第九機動隊	別館	東京都江東区	II	1981	SRC	7	0	4,616	b	0.58	官庁基準	
関東地方整備局	警視庁特科車輜隊	庁舎	東京都新宿区	II	1969	RC	5	0	3,396	c	1.05	官庁基準	
関東地方整備局	警視庁特科車輜隊	待機所	東京都新宿区	II	1969	RC	4	0	2,448	b	0.52	官庁基準	
関東地方整備局	神奈川県警察第一機動隊	庁舎	神奈川県横浜市金沢区	II	1975	RC	4	0	3,131	b	0.72	官庁基準	

問合せ窓口	建築物		所在地	分類	建築年次	構造・規模				評価		評価基準	備考
	施設名	棟名				市区町村名	構造	地上	地下	延べ面積	評価		
関東地方整備局	神奈川県警察第二機動隊	本館	神奈川県川崎市中原区	Ⅱ	1984	RC	3	0	1,611	c	1.04	官庁基準	
関東地方整備局	総務省第二庁舎	第二庁舎	東京都新宿区	Ⅰ	1968	SRC	8	2	35,024	a	0.47	官庁基準	
関東地方整備局	消防大学校	本館	東京都三鷹市	Ⅰ	2001	RC	5	1	6,502	d	-		
関東地方整備局	消防大学校	第二本館	東京都三鷹市	Ⅰ	1995	RC	3	0	2,692	d	-		
関東地方整備局	国立感染症研究所戸山研究庁舎	庁舎(管理棟・共用厚生棟・実験棟)	東京都新宿区	Ⅰ	1993	SRC	5	3	31,555	d	-		
関東地方整備局	国立感染症研究所村山庁舎	研究所(6号棟)	東京都武蔵村山市	Ⅰ	2002	SRC	8	0	7,181	d	-		
関東地方整備局	国立医薬品食品衛生研究所	2号館	東京都世田谷区	Ⅰ	1931	RC	3	0	2,747	c	1.12	官庁基準	
関東地方整備局	国立医薬品食品衛生研究所	4号館	東京都世田谷区	Ⅱ	1969	RC	4	0	1,814	b	0.81	官庁基準	
関東地方整備局	国立医薬品食品衛生研究所	8号館	東京都世田谷区	Ⅱ	1978	RC	6	0	7,221	b	0.64	官庁基準	
関東地方整備局	国立医薬品食品衛生研究所	11号館	東京都世田谷区	Ⅱ	1967	RC	3	1	4,818	b	0.61	官庁基準	
関東地方整備局	国立保健医療科学院	庁舎	埼玉県和光市	Ⅱ	2001	SRC	8	1	10,746	d	-		
関東地方整備局	国立保健医療科学院	別館棟	埼玉県和光市	Ⅱ	2004	SRC	5	2	7,976	d	-		
関東地方整備局	日本社会事業大学竹丘校舎	管理棟	東京都清瀬市	Ⅱ	1989	RC	3	0	2,770	d	-		
関東地方整備局	国立身体障害者リハビリテーションセンター	本館	埼玉県所沢市	Ⅱ	1977	RC	4	1	5,245	c	1.00	官庁基準	
関東地方整備局	国土交通大学校	本館	東京都小平市	Ⅱ	2000	RC	3	0	5,028	d	-		
関東地方整備局	横浜海上防災基地	庁舎	神奈川県横浜市中区	Ⅱ	1994	RC	4	1	13,314	d	-		
関東地方整備局	気象大学校	第一校舎(管理教育棟)	千葉県柏市	Ⅱ	1987	RC	3	0	3,494	d	-		
関東地方整備局	気象庁大手町	本庁舎	東京都千代田区	Ⅰ	1964	SRC	8	2	32,127	d	-		改修済
関東地方整備局	気象衛星センター	庁舎	東京都清瀬市	Ⅰ	1976	RC	3	0	7,145	b	0.98	官庁基準	
関東地方整備局	八丈島測候所	庁舎	東京都八丈町	Ⅱ	2003	RC	3	0	1,409	d	-		
関東地方整備局	甲府地方気象台	庁舎	山梨県甲府市	Ⅱ	1993	RC	3	0	1,239	d	-		
関東地方整備局	海上保安庁海洋情報部	事務棟	東京都中央区	Ⅰ	1972	SRC	8	1	14,822	b	0.57	官庁基準	
関東地方整備局	環境調査研修所	本館	埼玉県所沢市	Ⅱ	1974	RC	3	0	2,216	b	0.76	官庁基準	
関東地方整備局	筑波地方合同庁舎	庁舎	茨城県つくば市	Ⅰ	1984	SRC	4	0	2,894	c	1.15	官庁基準	
関東地方整備局	宇都宮地方合同庁舎	庁舎	栃木県宇都宮市	Ⅱ	1972	RC	5	0	3,511	c	1.00	官庁基準	H18改修予定
関東地方整備局	宇都宮第2地方合同庁舎	庁舎	栃木県宇都宮市	Ⅱ	1989	SRC	6	1	7,976	d	-		
関東地方整備局	さいたま新都心合同庁舎1号館	庁舎	埼玉県さいたま市中央区	Ⅰ	2000	S	31	2	123,902	d	-		
関東地方整備局	さいたま新都心合同庁舎2号館	庁舎	埼玉県さいたま市中央区	Ⅰ	2000	S	28	3	101,406	d	-		
関東地方整備局	千葉第二地方合同庁舎	庁舎	千葉県千葉市中央区	Ⅰ	1994	RC	8	1	12,046	d	-		
関東地方整備局	九段地方合同庁舎	庁舎	東京都千代田区	Ⅰ	1977	SRC	14	2	34,350	d	-		
関東地方整備局	九段第二地方合同庁舎	庁舎	東京都千代田区	Ⅰ	1987	S	14	2	29,971	d	-		
関東地方整備局	大手町第3地方合同庁舎	庁舎	東京都千代田区	Ⅰ	1971	SRC	15	3	59,923	d	-		
関東地方整備局	新宿地方合同庁舎	庁舎	東京都新宿区	Ⅱ	1977	RC	3	0	1,176	b	0.64	官庁基準	
関東地方整備局	立川防災合同庁舎	庁舎	東京都立川市	Ⅰ	1988	RC	2	1	3,055	d	-		
関東地方整備局	立川防災合同庁舎	庁舎	東京都立川市	Ⅰ	1997	RC	3	0	5,150	d	-		
関東地方整備局	大島合同庁舎	庁舎	東京都大島町	Ⅱ	1991	RC	3	0	2,076	d	-		

問合せ窓口	建築物		所在地	分類	建築年次	構造・規模				評価		評価基準	備考
	施設名	棟名				市区町村名	構造	地上	地下	延べ面積	評価		
関東地方整備局	横浜地方合同庁舎	庁舎	神奈川県横浜市中区	Ⅱ	1976	SRC	8	1	12,810	b	0.80	官庁基準	H18改修予定
関東地方整備局	横浜第2地方合同庁舎	庁舎	神奈川県横浜市中区	Ⅰ	1996	SRC	23	3	74,390	d	-		
関東地方整備局	長野地方合同庁舎	庁舎	長野県長野市	Ⅰ	1966	RC	5	0	6,661	c	1.37	官庁基準	
関東地方整備局	飯田高羽合同庁舎	庁舎	長野県飯田市	Ⅱ	2001	RC	4	1	4,110	d	-		
関東地方整備局	鹿島港湾合同庁舎	庁舎	茨城県神栖市	Ⅱ	1973	RC	3	0	2,805	b	0.91	官庁基準	
関東地方整備局	千葉港湾合同庁舎	庁舎	千葉県千葉市中央区	Ⅱ	1981	RC	6	0	4,844	c	1.17	官庁基準	
関東地方整備局	銚子港湾合同庁舎	庁舎	千葉県銚子市	Ⅱ	1986	RC	3	0	2,468	d	-		改修済
関東地方整備局	東京港湾合同庁舎	庁舎	東京都江東区	Ⅱ	2000	S	12	2	50,459	d	-		
関東地方整備局	横須賀港湾合同庁舎	庁舎	神奈川県横須賀市	Ⅱ	1973	RC	3	0	1,446	d	-		改修済
関東地方整備局	那珂湊運輸総合庁舎	庁舎	茨城県ひたちなか市	Ⅱ	1989	RC	3	0	1,668	d	-		
関東地方整備局筑波分室	研究交流センター	研究交流センター	茨城県つくば市	Ⅱ	1978	RC	3	0	3,664	b	0.70	官庁基準	
関東地方整備局筑波分室	国土技術政策総合研究所(旭)	研究廃水処理施設管理棟	茨城県つくば市	Ⅰ	1979	RC	3	0	1,578	b	0.79	官庁基準	
関東地方整備局筑波分室	国土技術政策総合研究所(立原)	都市防災研究センター棟	茨城県つくば市	Ⅱ	1998	SRC	8	1	5,051	d	-		
関東地方整備局筑波分室	国土地理院	研究合同庁舎(本館棟)	茨城県つくば市	Ⅰ	1976	SRC	6	1	19,797	b	0.87	官庁基準	
関東地方整備局筑波分室	気象研究所	本館	茨城県つくば市	Ⅰ	1979	SRC	7	1	17,226	b	0.84	官庁基準	
関東地方整備局筑波分室	高層気象台	庁舎	茨城県つくば市	Ⅱ	1975	RC	4	1	4,384	d	-		改修済
北陸地方整備局	新潟県警察学校	本館	新潟県新潟市	Ⅱ	1973	RC	3	0	2,581	b	0.55	官庁基準	改修中
北陸地方整備局	石川県警察学校	校舎 本館1	石川県金沢市	Ⅱ	1964	RC	3	0	1,154	d	-		改修済
北陸地方整備局	新潟県警察機動隊	庁舎	新潟県新潟市	Ⅱ	1970	RC	3	0	1,717	d	-		改修済
北陸地方整備局	石川県警察機動隊	庁舎	石川県金沢市	Ⅱ	1970	RC	3	0	1,138	b	0.64	官庁基準	
北陸地方整備局	富山地方気象台	庁舎	富山県富山市	Ⅱ	1986	RC	3	0	1,283	c	1.18	官庁基準	
北陸地方整備局	新潟美咲合同庁舎1号館	庁舎	新潟県新潟市	Ⅰ	2005	SRC	8	0	15,494	d	-		
北陸地方整備局	佐渡相川合同庁舎	庁舎	新潟県佐渡市	Ⅱ	1995	RC	4	0	2,919	d	-		
北陸地方整備局	富山地方合同庁舎	庁舎	富山県富山市	Ⅱ	1972	RC	5	1	6,050	d	-		改修済
北陸地方整備局	金沢新神田合同庁舎	庁舎	石川県金沢市	Ⅰ	1979	SRC	8	1	14,482	d	-		改修済
北陸地方整備局	金沢広坂合同庁舎	庁舎	石川県金沢市	Ⅰ	1965	RC	8	1	17,083	a	0.45	官庁基準	
北陸地方整備局	金沢駅西合同庁舎	庁舎	石川県金沢市	Ⅱ	1991	SRC	9	1	15,634	d	-		
北陸地方整備局	金沢駅西合同庁舎	庁舎別館	石川県金沢市	Ⅱ	2003	RC	3	0	1,035	d	-		
北陸地方整備局	輪島地方合同庁舎	庁舎	石川県輪島市	Ⅱ	1986	RC	4	0	2,529	c	1.04	官庁基準	H18改修予定
北陸地方整備局	新潟港湾合同庁舎	庁舎	新潟県新潟市	Ⅱ	1966	RC	3	0	2,628	d	-		改修済
北陸地方整備局	直江津港湾合同庁舎	庁舎	新潟県上越市	Ⅱ	1971	RC	3	0	1,103	d	-		改修済
北陸地方整備局	伏木港湾合同庁舎	庁舎	富山県高岡市	Ⅱ	1964	RC	5	0	2,615	a	0.31	官庁基準	H18改修予定
北陸地方整備局	金沢港湾合同庁舎	庁舎	石川県金沢市	Ⅱ	1975	RC	4	0	1,292	d	-		
北陸地方整備局	七尾港湾合同庁舎	庁舎	石川県七尾市	Ⅱ	1968	RC	4	0	1,774	d	-		改修済
北陸地方整備局	新潟労働総合庁舎	庁舎	新潟県新潟市	Ⅱ	1965	RC	3	0	1,293	b	0.74	官庁基準	
北陸地方整備局	国土交通省新潟総合庁舎	庁舎	新潟県新潟市	Ⅰ	1966	RC	5	0	6,485	b	0.70	官庁基準	

問合せ窓口	建築物		所在地	分類	建築年次	構造・規模				評価		評価基準	備考
	施設名	棟名				市区町村名	構造	地上	地下	延べ面積	評価		
中部地方整備局	中部管区警察学校	本館	愛知県小牧市	II	1970	RC	4	0	5,014	d	-		改修済
中部地方整備局	岐阜県警察学校	本館	岐阜県関市	II	1997	RC	3	0	2,708	d	-		
中部地方整備局	静岡県警察学校	本館	静岡県藤枝市	II	1974	RC	4	0	2,728	d	-		改修済
中部地方整備局	愛知県警察学校	本館	愛知県春日井市	II	1968	RC	3	0	3,868	a	0.42	官庁基準	
中部地方整備局	三重県警察学校	本館	三重県津市	II	1968	RC	3	0	1,803	d	-		改修済
中部地方整備局	岐阜県警察機動隊	庁舎	岐阜県岐阜市	II	1972	RC	3	0	1,072	d	-		改修済
中部地方整備局	静岡県警察機動隊	庁舎	静岡県静岡市葵区	II	2000	RC	3	0	1,654	d	-		
中部地方整備局	静岡県警察機動隊	待機所・厚生棟	静岡県静岡市葵区	II	2001	RC	4	0	1,831	d	-		
中部地方整備局	愛知県警察機動隊	庁舎	愛知県小牧市	II	2001	RC	3	0	3,804	d	-		
中部地方整備局	愛知県警察機動隊分庁舎	待機所	愛知県名古屋市中区	II	1995	RC	6	0	3,632	d	-		
中部地方整備局	東海財務局	庁舎(本館)	愛知県名古屋市中区	I	1952	SRC	4	1	3,924	c	1.16	官庁基準	
中部地方整備局	東海財務局	庁舎(南館)	愛知県名古屋市中区	I	1970	RC	4	0	1,814	c	1.03	官庁基準	
中部地方整備局	東海財務局	庁舎(北館)	愛知県名古屋市中区	I	1979	RC	4	0	1,685	c	1.06	官庁基準	
中部地方整備局	岐阜地方気象台	庁舎	岐阜県岐阜市	II	1976	RC	3	0	1,000	d	-		改修済
中部地方整備局	名古屋地方気象台	現業庁舎	愛知県名古屋市中区	II	1961	RC	3	0	1,088	d	-		改修済
中部地方整備局	静岡地方合同庁舎・静岡法務総合庁舎	庁舎	静岡県静岡市葵区	I	1971	RC	5	1	12,541	c	1.35	官庁基準	
中部地方整備局	岐阜地方合同庁舎	庁舎	岐阜県岐阜市	II	1969	RC	5	0	6,774	b	0.85	官庁基準	
中部地方整備局	名古屋第1地方合同庁舎	庁舎	愛知県名古屋市中区	I	1991	SRC	11	2	24,070	d	-		
中部地方整備局	名古屋第2地方合同庁舎	庁舎(旧館)	愛知県名古屋市中区	I	1967	SRC	8	2	15,812	a	0.36	官庁基準	改修中
中部地方整備局	名古屋第2地方合同庁舎	庁舎(新館)	愛知県名古屋市中区	I	1980	SRC	8	2	8,566	b	0.76	官庁基準	改修中
中部地方整備局	名古屋第3地方合同庁舎	庁舎	愛知県名古屋市中区	I	1984	SRC	8	1	8,613	c	1.13	官庁基準	
中部地方整備局	津第2地方合同庁舎	庁舎	三重県津市	II	1987	RC	5	1	4,947	d	-		
中部地方整備局	尾鷲地方合同庁舎	庁舎	三重県尾鷲市	II	1985	S	4	0	1,407	c	1.22	官庁基準	
中部地方整備局	清水港湾合同庁舎	庁舎	静岡県静岡市清水区	II	1967	RC	6	0	5,470	c	0.70	建防協	
中部地方整備局	名古屋港湾合同庁舎	庁舎(本館)	愛知県名古屋市中区	I	1965	SRC	9	1	15,264	a	0.24	官庁基準	改修検討中
中部地方整備局	名古屋港湾合同庁舎	庁舎(別館)	愛知県名古屋市中区	I	1950	RC	4	0	1,791	a	0.16	官庁基準	建替検討中
中部地方整備局	衣浦港湾合同庁舎	庁舎	愛知県半田市	II	1970	RC	3	0	1,036	c	1.10	官庁基準	
中部地方整備局	四日市港湾合同庁舎	庁舎	三重県四日市市	II	1967	RC	4	0	3,588	b	0.82	官庁基準	H18改修予定
中部地方整備局	尾鷲港湾合同庁舎	庁舎	三重県尾鷲市	II	1968	RC	3	0	1,727	d	-		改修済
中部地方整備局	下田運輸総合庁舎	庁舎	静岡県下田市	II	1978	RC	5	0	2,117	d	-		改修済
中部地方整備局	名古屋農林総合庁舎	庁舎	愛知県名古屋市中区	I	1964	RC	4	1	6,636	c	1.02	官庁基準	
中部地方整備局	中部経済産業総合庁舎	庁舎	愛知県名古屋市中区	I	1960	RC	4	1	10,032	c	1.00	官庁基準	
中部地方整備局	鳥羽運輸総合庁舎	庁舎	三重県鳥羽市	II	1975	RC	3	0	1,567	a	0.44	官庁基準	
近畿地方整備局	近畿管区警察学校	本館及び教室	大阪府堺市	II	1959	RC	3	0	5,133	b	0.58	官庁基準	
近畿地方整備局	滋賀県警察学校	本館	滋賀県大津市	II	1970	RC	4	0	3,105	d	-		建替中
近畿地方整備局	京都府警察学校	本館	京都府京都市伏見区	II	1965	RC	4	0	3,329	b	0.53	官庁基準	

問合せ窓口	建築物		所在地	分類	建築年次	構造・規模				評価		評価基準	備考
	施設名	棟名				市区町村名	構造	地上	地下	延べ面積	評価		
近畿地方整備局	大阪府警察学校	本館	大阪府交野市	II	1966	RC	4	0	4,727	a	0.48	官庁基準	
近畿地方整備局	大阪府警察学校	別館	大阪府交野市	II	1975	RC	4	0	1,959	c	1.00	官庁基準	
近畿地方整備局	大阪府警察学校関目分校	分館	大阪府大阪市城東区	II	2002	RC	4	1	5,654	d	-		
近畿地方整備局	兵庫県警察学校	本館	兵庫県芦屋市	II	1974	RC	5	0	4,743	b	0.59	官庁基準	
近畿地方整備局	奈良県警察学校	本館・厚生棟	奈良県奈良市	II	2003	RC	3	0	2,141	d	-		
近畿地方整備局	奈良県警察学校	別館	奈良県奈良市	II	1979	RC	4	0	1,624	b	0.64	官庁基準	
近畿地方整備局	和歌山県警察学校	警察学校本館	和歌山県和歌山市	II	1967	RC	3	0	2,301	b	0.75	官庁基準	
近畿地方整備局	福井県警察機動隊	庁舎・待機所	福井県福井市	II	1970	RC	3	0	1,200	a	0.28	官庁基準	
近畿地方整備局	滋賀県警察機動隊	機動隊庁舎	滋賀県大津市	II	2002	RC	5	0	1,308	d	-		
近畿地方整備局	京都府警察機動隊	庁舎	京都府京都市伏見区	II	1966	RC	3	0	1,121	b	0.60	官庁基準	
近畿地方整備局	京都府警察機動隊	庁舎	京都府京都市伏見区	II	1999	RC	4	0	1,864	d	-		
近畿地方整備局	大阪府警察第一機動隊	本館	大阪府大阪市城東区	II	1969	RC	5	0	6,113	b	0.87	官庁基準	
近畿地方整備局	大阪府警察第二機動隊	庁舎	大阪府大阪市住之江区	II	1970	RC	3	0	2,129	b	0.63	官庁基準	
近畿地方整備局	大阪府警察第二機動隊	庁舎 別館	大阪府大阪市住之江区	II	1976	RC	3	0	1,579	b	0.65	官庁基準	
近畿地方整備局	大阪府警察第二機動隊	庁舎 第二別館	大阪府大阪市住之江区	II	1999	RC	4	0	1,415	d	-		
近畿地方整備局	大阪府警察第三機動隊	庁舎	大阪府泉佐野市	II	1993	SRC	5	0	6,331	d	-		
近畿地方整備局	国立京都国際会館	会議場	京都府京都市左京区	II	1965	SRC	6	1	33,641	a	0.40	官庁基準	改修中
近畿地方整備局	国立京都国際会館	会議場(ANNEX)	京都府京都市左京区	II	1997	SRC	3	1	4,146	d	-		
近畿地方整備局	福井地方気象台	庁舎	福井県福井市	II	1977	RC	3	0	1,092	b	0.79	官庁基準	
近畿地方整備局	海上保安学校	本館	京都府舞鶴市	II	1940	RC	3	0	2,011	b	0.82	官庁基準	
近畿地方整備局	第五管区海上保安本部大阪湾海上交通センター	庁舎	兵庫県淡路市	II	1991	RC	4	0	1,434	d	-		
近畿地方整備局	福井春山合同庁舎	庁舎	福井県福井市	II	1995	S	14	2	18,387	d	-		
近畿地方整備局	敦賀地方合同庁舎	庁舎	福井県敦賀市	II	1988	RC	3	1	2,808	d	-		
近畿地方整備局	京都第2地方合同庁舎	庁舎	京都府京都市左京区	II	1994	RC	5	2	4,625	d	-		
近畿地方整備局	大阪第1地方合同庁舎	本館	大阪府大阪市中央区	I	1958	SRC	8	1	24,226	a	0.38	官庁基準	改修中
近畿地方整備局	大阪第1地方合同庁舎	第1別館	大阪府大阪市中央区	I	1958	RC	3	0	2,318	b	0.67	官庁基準	
近畿地方整備局	大阪第1地方合同庁舎	第2別館	大阪府大阪市中央区	I	1965	RC	4	2	3,983	a	0.43	官庁基準	
近畿地方整備局	大阪第2地方合同庁舎	庁舎	大阪府大阪市中央区	I	1968	SRC	8	3	17,578	a	0.29	官庁基準	H18改修予定
近畿地方整備局	大阪第2地方合同庁舎	別館	大阪府大阪市中央区	I	1969	RC	7	0	7,783	a	0.26	官庁基準	
近畿地方整備局	大阪第3地方合同庁舎	庁舎	大阪府大阪市中央区	I	1974	SRC	15	3	40,673	d	-		
近畿地方整備局	大阪第4地方合同庁舎	庁舎	大阪府大阪市中央区	I	1993	SRC	17	3	41,479	d	-		
近畿地方整備局	神戸地方合同庁舎	本館	兵庫県神戸市中央区	I	1972	SRC	9	1	15,978	b	0.94	官庁基準	
近畿地方整備局	神戸第2地方合同庁舎	本館	兵庫県神戸市中央区	I	1985	SRC	11	2	23,693	c	1.01	官庁基準	
近畿地方整備局	神戸第2地方合同庁舎	別館	兵庫県神戸市中央区	II	1959	RC	7	0	4,561	a	0.23	官庁基準	
近畿地方整備局	神戸防災合同庁舎	庁舎	兵庫県神戸市中央区	I	1999	RC	8	0	5,762	d	-		
近畿地方整備局	西宮地方合同庁舎	庁舎	兵庫県西宮市	II	1988	RC	3	1	3,590	d	-		

問合せ窓口	建築物		所在地	分類	建築年次	構造・規模				評価		評価基準	備考
	施設名	棟名				市区町村名	構造	地上	地下	延べ面積	評価		
近畿地方整備局	奈良第3地方合同庁舎	庁舎	奈良県奈良市	Ⅱ	1989	RC	3	1	4,780	d	-		
近畿地方整備局	田辺港湾合同庁舎	庁舎	和歌山県田辺市	Ⅱ	1984	RC	5	0	2,691	c	1.13	官庁基準	
近畿地方整備局	和歌山港湾合同庁舎	庁舎	和歌山県和歌山市	Ⅱ	1970	RC	3	0	1,568	b	0.51	官庁基準	H18改修予定
近畿地方整備局	姫路港湾合同庁舎	庁舎	兵庫県姫路市	Ⅱ	1966	RC	4	0	2,093	b	0.61	官庁基準	
近畿地方整備局	堺港湾合同庁舎	庁舎	大阪府堺市	Ⅱ	1970	RC	3	0	1,296	d	-		改修済
近畿地方整備局	大阪港湾合同庁舎	庁舎	大阪府大阪市港区	Ⅱ	1969	SRC	8	1	17,303	b	0.61	官庁基準	
近畿地方整備局	舞鶴港湾合同庁舎	庁舎	京都府舞鶴市	Ⅰ	1974	RC	6	0	7,214	c	1.26	官庁基準	
近畿地方整備局	敦賀港湾合同庁舎	庁舎	福井県敦賀市	Ⅱ	1966	RC	3	0	1,822	b	0.77	官庁基準	
近畿地方整備局	京都農林総合庁舎	庁舎(本館)	京都府京都市上京区	Ⅰ	1959	RC	4	1	8,547	b	0.61	官庁基準	
近畿地方整備局	京都農林総合庁舎	庁舎(別館)	京都府京都市上京区	Ⅰ	1987	RC	4	0	2,935	d	-		
中国地方整備局	中国管区警察学校	本館	広島県広島市南区	Ⅱ	1958	RC	3	0	2,712	b	0.56	官庁基準	
中国地方整備局	岡山県警察学校	本館	岡山県岡山市	Ⅱ	1974	RC	3	0	1,986	b	0.96	官庁基準	
中国地方整備局	岡山県警察学校	第二本館	岡山県岡山市	Ⅱ	1980	RC	3	0	1,609	b	0.93	官庁基準	H18改修予定
中国地方整備局	広島県警察学校	本館	広島県広島市南区	Ⅱ	1966	RC	3	0	2,324	b	0.76	官庁基準	建替中
中国地方整備局	山口県警察学校	本館	山口県山口市	Ⅱ	1981	RC	4	0	3,172	b	0.60	官庁基準	H18改修予定
中国地方整備局	広島県警察機動隊	庁舎	広島県広島市南区	Ⅱ	1970	RC	3	0	1,973	a	0.45	官庁基準	建替中
中国地方整備局	松江地方气象台	庁舎	島根県松江市	Ⅱ	1980	RC	4	0	1,192	d	-		改修済
中国地方整備局	海上保安大学校	本館	広島県呉市	Ⅱ	1977	RC	4	0	7,755	d	-		改修済
中国地方整備局	徳山海上保安部	庁舎	山口県周南市	Ⅱ	2003	RC	3	0	2,617	d	-		
中国地方整備局	鳥取第3地方合同庁舎	庁舎	鳥取県鳥取市	Ⅱ	1977	RC	3	0	3,017	d	-		改修済
中国地方整備局	松江地方合同庁舎	庁舎	島根県松江市	Ⅱ	2004	SRC	7	0	14,177	d	-		
中国地方整備局	岡山地方合同庁舎	庁舎	岡山県岡山市	Ⅱ	1982	RC	6	1	5,021	d	-		
中国地方整備局	岡山第2地方合同庁舎	庁舎	岡山県岡山市	Ⅰ	1995	SRC	11	2	16,511	d	-		
中国地方整備局	広島地方合同庁舎	1号館	広島県広島市中区	Ⅰ	1960	RC	6	1	15,454	a	0.47	官庁基準	
中国地方整備局	広島地方合同庁舎	2号館	広島県広島市中区	Ⅰ	1972	SRC	11	1	19,843	c	1.05	官庁基準	
中国地方整備局	広島地方合同庁舎	4号館	広島県広島市中区	Ⅰ	1987	S	15	2	33,965	d	-		
中国地方整備局	尾道地方合同庁舎	庁舎	広島県尾道市	Ⅱ	1973	RC	4	0	3,196	d	-		改修済
中国地方整備局	下関地方合同庁舎	庁舎	山口県下関市	Ⅰ	1978	RC	6	1	7,769	c	1.00	官庁基準	
中国地方整備局	宇部地方合同庁舎	庁舎	山口県宇部市	Ⅱ	1996	RC	5	1	4,460	d	-		
中国地方整備局	山口地方合同庁舎	1号館	山口県山口市	Ⅱ	1973	RC	3	0	2,826	c	1.01	官庁基準	
中国地方整備局	山口地方合同庁舎	2号館	山口県山口市	Ⅱ	1987	SRC	7	1	7,358	d	-		
中国地方整備局	境港湾合同庁舎	庁舎	鳥取県境港市	Ⅱ	1970	RC	4	0	2,122	d	-		改修済
中国地方整備局	浜田港湾合同庁舎	庁舎	島根県浜田市	Ⅱ	1971	RC	3	0	1,379	d	-		改修済
中国地方整備局	水島港湾合同庁舎(2号館)	庁舎	岡山県倉敷市	Ⅱ	1978	RC	6	1	2,889	c	1.02	官庁基準	
中国地方整備局	玉野港湾合同庁舎	庁舎	岡山県玉野市	Ⅱ	1971	RC	3	0	1,503	b	0.90	官庁基準	
中国地方整備局	広島港湾合同庁舎	庁舎	広島県広島市南区	Ⅰ	1970	SRC	7	1	9,868	c	1.30	官庁基準	

問合せ窓口	建築物		所在地	分類	建築年次	構造・規模				評価		評価基準	備考
	施設名	棟名				市区町村名	構造	地上	地下	延べ面積	評価		
中国地方整備局	呉港湾合同庁舎	庁舎	広島県呉市	Ⅱ	1967	RC	3	0	3,262	d	-		改修済
中国地方整備局	福山港湾合同庁舎	庁舎	広島県福山市	Ⅱ	1971	RC	3	0	1,049	c	1.04	官庁基準	
中国地方整備局	下関港湾合同庁舎	既存棟 庁舎	山口県下関市	Ⅱ	1968	RC	5	0	2,750	a	0.45	官庁基準	
中国地方整備局	下関港湾合同庁舎	増築棟 庁舎	山口県下関市	Ⅱ	1988	RC	5	0	2,438	d	-		
中国地方整備局	岩国港湾合同庁舎	庁舎	山口県岩国市	Ⅱ	1970	RC	3	0	1,361	d	-		改修済
四国地方整備局	四国管区警察局	局庁舎	香川県高松市	Ⅰ	1965	RC	4	1	4,766	c	1.25	官庁基準	
四国地方整備局	四国管区警察学校	本館	香川県善通寺市	Ⅱ	1971	RC	4	0	3,294	d	-		改修済
四国地方整備局	徳島県警察学校	本館	徳島県徳島市	Ⅱ	2000	RC	3	0	2,090	d	-		
四国地方整備局	香川県警察学校	本館	香川県高松市	Ⅱ	1965	RC	4	0	1,501	d	-		改修済
四国地方整備局	愛媛県警察学校	本館	愛媛県伊予郡松前町	Ⅱ	1962	RC	3	0	1,054	d	-		
四国地方整備局	高知県警察学校	本館	高知県南国市	Ⅱ	1971	RC	3	0	1,194	d	-		改修済
四国地方整備局	香川県警察機動隊	庁舎	香川県高松市	Ⅱ	1999	RC	3	0	2,427	d	-		
四国地方整備局	愛媛県警察機動隊	庁舎	愛媛県松山市	Ⅱ	1969	RC	4	0	1,111	d	-		改修済
四国地方整備局	四国財務局	庁舎	香川県高松市	Ⅰ	1967	RC	5	1	2,548	b	0.79	官庁基準	
四国地方整備局	四国財務局	庁舎	香川県高松市	Ⅰ	1984	RC	3	1	1,881	d	-		
四国地方整備局	四国地方整備局	庁舎	香川県高松市	Ⅰ	1965	RC	4	0	3,817	a	0.19	官庁基準	建替中
四国地方整備局	四国地方整備局	庁舎	香川県高松市	Ⅰ	1985	RC	4	0	2,087	c	1.10	官庁基準	
四国地方整備局	徳島第1地方合同庁舎	庁舎	徳島県徳島市	Ⅱ	1975	RC	7	1	6,779	d	-		改修済
四国地方整備局	日和佐地方合同庁舎	庁舎	徳島県海部郡美波町	Ⅱ	1986	RC	3	0	1,035	d	-		
四国地方整備局	高松第1地方合同庁舎	庁舎	香川県高松市	Ⅰ	1967	RC	5	0	4,528	b	0.81	官庁基準	建替中
四国地方整備局	高松第2地方合同庁舎	庁舎	香川県高松市	Ⅰ	1972	RC	6	1	6,541	c	1.28	官庁基準	
四国地方整備局	松山第2地方合同庁舎	庁舎	愛媛県松山市	Ⅱ	1995	SRC	7	1	8,831	d	-		
四国地方整備局	高知地方合同庁舎	庁舎	高知県高知市	Ⅱ	1976	RC	6	1	4,142	d	-		
四国地方整備局	小松島みなと合同庁舎	庁舎	徳島県小松島市	Ⅱ	1994	RC	4	0	3,624	d	-		
四国地方整備局	松山港湾合同庁舎	庁舎	愛媛県松山市	Ⅱ	1966	RC	3	0	2,204	d	-		
四国地方整備局	高松港湾合同庁舎	庁舎	香川県高松市	Ⅰ	1979	RC	6	1	4,928	d	-		改修済
四国地方整備局	坂出港湾合同庁舎	庁舎	香川県坂出市	Ⅱ	1970	RC	4	0	1,718	d	-		改修済
四国地方整備局	宇和島港湾合同庁舎	庁舎	愛媛県宇和島市	Ⅱ	1992	RC	4	0	2,326	d	-		
四国地方整備局	新居浜港湾合同庁舎	庁舎	愛媛県新居浜市	Ⅱ	1975	RC	3	0	1,383	d	-		
四国地方整備局	高知港湾合同庁舎	庁舎	高知県高知市	Ⅱ	1972	RC	3	0	2,418	c	1.05	官庁基準	
四国地方整備局	宿毛運輸総合庁舎	庁舎	高知県宿毛市	Ⅱ	1981	RC	3	0	1,217	d	-		
九州地方整備局	九州管区警察学校	本館	福岡県福岡市博多区	Ⅱ	1962	RC	3	0	4,382	d	-		改修済
九州地方整備局	福岡県警察学校	本館	福岡県福岡市中央区	Ⅱ	1965	RC	4	0	4,272	b	0.88	官庁基準	
九州地方整備局	佐賀県警察学校	本館	佐賀県佐賀市	Ⅱ	1972	RC	3	0	1,209	d	-		改修済
九州地方整備局	長崎県警察学校	本館	長崎県長崎市	Ⅱ	1966	RC	4	1	5,078	d	-		改修済
九州地方整備局	熊本県警察学校	本館	熊本県熊本市	Ⅱ	1969	RC	3	0	1,669	d	-		改修済

問合せ窓口	建築物		所在地	分類	建築年次	構造・規模				評価		評価基準	備考
	施設名	棟名				市区町村名	構造	地上	地下	延べ面積	評価		
九州地方整備局	宮崎県警察学校	本館	宮崎県宮崎市	II	2001	RC	4	0	3,040	d	-		
九州地方整備局	福岡県警察第一機動隊	庁舎	福岡県福岡市東区	II	1967	RC	3	0	1,908	d	-		改修済
九州地方整備局	福岡県警察第一機動隊	車庫・武道場・待機所	福岡県福岡市東区	II	2004	RC	6	0	3,626	d	-		
九州地方整備局	福岡県警察第二機動隊	庁舎	福岡県北九州市小倉北区	II	1970	RC	3	0	2,904	d	-		改修済
九州地方整備局	福岡県警察第二機動隊	待機所	福岡県北九州市小倉北区	II	2000	S	3	0	1,411	d	-		
九州地方整備局	佐賀県警察機動隊	庁舎	佐賀県佐賀市	II	1970	RC	3	0	1,158	d	-		改修済
九州地方整備局	税務大学校熊本研修所	庁舎校舎	熊本県熊本市	II	1969	RC	3	0	2,186	a	0.41	官庁基準	
九州地方整備局	福岡管区气象台	第一庁舎	福岡県福岡市中央区	I	1967	RC	4	0	5,356	b	0.90	官庁基準	
九州地方整備局	長崎海洋气象台	庁舎	長崎県長崎市	II	1971	RC	3	1	2,245	c	1.00	官庁基準	
九州地方整備局	海上保安学校門司分校	本館及び教室	福岡県北九州市門司区	II	1970	RC	3	0	2,794	b	0.60	官庁基準	
九州地方整備局	関門海峡海上交通センター	庁舎	福岡県北九州市門司区	II	1988	RC	4	0	1,488	d	-		
九州地方整備局	国立水俣病総合研究センター	研究所	熊本県水俣市	II	1978	RC	4	1	3,497	a	0.31	官庁基準	改修検討中
九州地方整備局	厳原地方合同庁舎	庁舎	長崎県対馬市	II	1991	RC	6	0	4,069	d	-		
九州地方整備局	福江地方合同庁舎	庁舎	長崎県五島市	II	1966	RC	4	0	1,262	b	0.59	官庁基準	H18改修予定
九州地方整備局	種子島合同庁舎	庁舎	鹿児島県西之表市	II	2004	RC	4	0	4,300	d	-		
九州地方整備局	福岡第1地方合同庁舎	庁舎	福岡県福岡市博多区	I	1968	SRC	8	1	25,151	a	0.39	官庁基準	H18改修予定
九州地方整備局	福岡第1地方合同庁舎	附属棟	福岡県福岡市博多区	I	1968	SRC	3	1	5,180	a	0.45	官庁基準	取り壊し予定
九州地方整備局	福岡第2地方合同庁舎	庁舎	福岡県福岡市博多区	I	1975	SRC	10	1	18,548	b	0.95	官庁基準	H18改修予定
九州地方整備局	福岡第2地方合同庁舎	庁舎	福岡県福岡市博多区	I	1975	RC	4	0	2,377	b	0.71	官庁基準	
九州地方整備局	佐賀第2地方合同庁舎	庁舎	佐賀県佐賀市	II	1995	SRC	8	1	9,999	d	-		
九州地方整備局	長崎地方合同庁舎	庁舎	長崎県長崎市	II	1972	RC	6	1	4,861	a	0.27	官庁基準	
九州地方整備局	熊本第1地方合同庁舎	庁舎(1号館)	熊本県熊本市	I	1959	RC	5	1	9,109	a	0.34	官庁基準	建替検討中
九州地方整備局	熊本第1地方合同庁舎	庁舎(2号館)	熊本県熊本市	I	1967	RC	5	0	6,666	b	0.60	官庁基準	建替検討中
九州地方整備局	熊本第2地方合同庁舎	庁舎	熊本県熊本市	II	1983	SRC	6	1	7,533	d	-		
九州地方整備局	宮崎地方合同庁舎	庁舎	宮崎県宮崎市	II	1968	RC	5	0	3,935	b	0.71	官庁基準	
九州地方整備局	鹿児島地方合同庁舎	庁舎	鹿児島県鹿児島市	II	1967	RC	4	1	5,448	b	0.80	官庁基準	
九州地方整備局	鹿児島第2地方合同庁舎	庁舎	鹿児島県鹿児島市	I	1994	SRC	8	1	11,973	d	-		
九州地方整備局	門司港湾合同庁舎	庁舎	福岡県北九州市門司区	I	1980	SRC	10	1	22,854	d	-		改修済
九州地方整備局	若松港湾合同庁舎	庁舎	福岡県北九州市若松区	II	1996	RC	7	1	4,694	d	-		
九州地方整備局	福岡港湾合同庁舎	庁舎	福岡県福岡市博多区	II	2004	SRC	7	0	9,255	d	-		
九州地方整備局	三池港湾合同庁舎	庁舎	福岡県大牟田市	II	1965	RC	3	0	1,167	b	0.96	官庁基準	
九州地方整備局	唐津港湾合同庁舎	庁舎	佐賀県唐津市	II	1972	RC	3	0	1,360	c	1.02	官庁基準	
九州地方整備局	長崎港湾合同庁舎	庁舎	長崎県長崎市	II	1962	RC	5	0	3,753	b	0.54	官庁基準	
九州地方整備局	佐世保港湾合同庁舎	庁舎	長崎県佐世保市	II	1971	RC	5	0	4,732	b	0.53	官庁基準	
九州地方整備局	三角港湾合同庁舎	庁舎	熊本県宇城市	II	1968	RC	4	0	1,625	d	-		
九州地方整備局	大分港湾合同庁舎	庁舎	大分県大分市	II	1975	RC	3	0	2,583	c	1.02	官庁基準	

(平成18年3月31日現在)

問合せ窓口	建築物		所在地	分類	建築年次	構造・規模				評価		評価基準	備考
	施設名	棟名	市区町村名			構造	地上	地下	延べ面積	評価	評価値		
九州地方整備局	油津港湾合同庁舎	庁舎	宮崎県日南市	Ⅱ	1971	RC	5	0	1,755	c	1.01	官庁基準	
九州地方整備局	鹿児島港湾合同庁舎	庁舎	鹿児島県鹿児島市	Ⅱ	1962	RC	5	1	5,001	b	0.65	官庁基準	
九州地方整備局	名瀬港湾合同庁舎	庁舎	鹿児島県奄美市	Ⅱ	1956	RC	3	0	1,101	b	0.72	官庁基準	
九州地方整備局	志布志港湾合同庁舎	庁舎	鹿児島県志布志市	Ⅱ	1991	RC	3	0	1,573	d	-		
沖縄総合事務局	沖縄県警察機動隊	待機所	沖縄県うるま市	Ⅱ	1974	RC	4	0	2,740	d	-		改修済
沖縄総合事務局	南大東島地方気象台	庁舎	沖縄県島尻郡南大東村	Ⅱ	1995	RC	3	0	1,991	d	-		
沖縄総合事務局	中城海上保安署	庁舎	沖縄県沖縄市	Ⅱ	2002	RC	3	0	1,171	d	-		
沖縄総合事務局	那覇第1地方合同庁舎	庁舎	沖縄県那覇市	Ⅱ	1986	SRC	8	1	20,609	c	1.11	官庁基準	
沖縄総合事務局	那覇第2地方合同庁舎	庁舎(1号館)	沖縄県那覇市	Ⅱ	2003	RC	4	1	10,547	d	-		
沖縄総合事務局	名護地方合同庁舎	庁舎	沖縄県名護市	Ⅱ	1987	RC	4	0	2,806	c	1.09	官庁基準	
沖縄総合事務局	那覇港湾合同庁舎	庁舎	沖縄県那覇市	Ⅰ	1979	SRC	8	1	11,556	d	-		改修済
沖縄総合事務局	石垣港湾合同庁舎	庁舎	沖縄県石垣市	Ⅱ	1985	RC	3	0	2,902	c	1.10	官庁基準	改修中

耐震性の評価方法

1. 耐震性の評価方法

- (1) 昭和62年4月1日以降、平成8年10月23日以前に行なった耐震診断は「官庁施設の耐震点検・改修要領」により、構造体の耐震安全性の分類に応じて評価しました。(評価基準「S62標準」とする)
- (2) 平成8年10月24日以降に行なった耐震診断は「官庁施設の総合耐震診断・改修基準」により、構造体の耐震安全性の分類に応じて評価しました。(評価基準「H8基準」とする)
- (3) 昭和62年4月1日以降に着工した建築物は、「官庁施設の総合耐震計画標準」により、構造体の耐震安全性の分類に応じた耐震安全性を有しています。
- (4) 平成8年10月24日以降に着工した建築物は、「官庁施設の総合耐震計画基準」により、構造体の耐震安全性の分類に応じた耐震安全性を有しています。
- (5) 評価基準「建防協」は、(財)日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」、「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」及び「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」により、評価しました。

2. 凡例

問合せ窓口	問合せ窓口
施設名	施設名
棟名	棟名
所在地	当該建築物の所在する市区町村名
分類	「官庁施設の総合耐震計画基準」における構造体の耐震安全性の分類
建築年次	建築物が建築された年次
構造	構造種別※
地上	地上階数
地下	地下階数
延べ面積	延べ面積
評価	構造体の耐震安全性の評価(「3. 構造体の耐震安全性の評価」を参照)
評価基準	構造体の耐震安全性の評価に適用した基準
備考	備考

※ 「RC」:鉄筋コンクリート造、「SRC」:鉄骨鉄筋コンクリート造、「S」:鉄骨造、「その他」:その他の構造種別

3. 構造体の耐震安全性の評価

(1) 評価基準「官庁基準」※1の場合

I 類及び II 類	III 類	評価	診断結果
評価値 < 0.5		a	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。
0.5 ≤ 評価値 < 1.0		b	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。
1.0 ≤ 評価値 < I ^{※2}	-	c	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性は低いが、要求される機能が確保できないおそれがある。
I ^{※2} ≤ 評価値		d	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性は低く、I 類及び II 類の施設では要求される機能が確保できる。

※1 : 「官庁基準」は、「S62標準」又は「H8基準」を示しています。

※2 : I は、下表の重要度係数を示しています。

耐震安全性の目標

分類	耐震安全性の目標	重要度係数 I
I 類	大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。	1.5
II 類	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られている。	1.25
III 類	大地震動により構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られている。	1.0

※重要度係数とは、建築基準法により必要とされる耐震性を1.0とした場合、これに重要度を考慮して乗じる係数をいいます

※「S62標準」の1.0を超える評価値は、「H8基準」と比較できるよう重要度係数の違いを考慮して、評価値を補完しています。

(2) 評価基準「建防協」の場合

評価	
評価値 < 0.3	a
0.3 ≤ 評価値 < 0.6	b
0.6 ≤ 評価値	c

※2次、3次診断の場合を示しています。

※診断結果は、「官庁基準」と比較しやすい様に分類しています。

「官庁施設の総合耐震診断・改修基準」(平成8年)による耐震診断方法

(1) 地上階の耐震性能の評価

イ 地上階の耐震性能

地上階の耐震性能の評価は、各階及び各方向別に(1.1)式により行う。

$$G I S = \frac{Q_u}{I \cdot \alpha \cdot Q_{un}} \quad (1.1)$$

G I S : 構造耐震指標

Q_u : 保有水平耐力

Q_{un} : 必要保有水平耐力

I : 重要度係数

α : 必要保有水平耐力の補正係数

(1.1)式は、総合耐震計画基準に示す $Q_u \geq I \cdot Q_{un}$ の式を、既存建築物の構造体の特性を考慮した係数を加えて、指標の形式としたものである。したがって、建築基準法で想定している耐震性能のレベルとの比較が容易であり、また、構造計算の手段として、一貫構造計算プログラムを用いることが可能であるため、耐震診断及び耐震改修に当たり、許容応力度設計を含めた検討を行うことができる。

ロ 保有水平耐力

保有水平耐力(Q_u)については、総合耐震計画基準によると共に、既存建築物については、脆性的な挙動を示す部材が含まれている可能性を考慮する必要がある。

脆性部材が存在する場合には、その部材が脆性破壊した際に、周辺部材により鉛直荷重を保持でき、局所的な崩壊が発生するおそれがない場合には、脆性部材の耐力を取り除いた値とする。それ以外の場合には、脆性部材が破壊した時の耐力を保有水平耐力とする。

ハ 必要保有水平耐力

必要保有水平耐力(Q_{un})は、(1.2)式による。

$$Q_{un} = D_s \cdot F_{es} \cdot G \cdot Q_{ud} \quad (1.2)$$

D_s : 構造特性係数(昭和55年建設省告示第1792号第1による。)

F_{es} : 各階の形状特性を表す係数(昭和55年建設省告示第1792号第2による。)

G : 地震入力補正係数は、(1.3)式による。

$$G = G_1 \cdot G_2 \cdot G_3 \quad (1.3)$$

Q_{ud} : 地震層せん断力で、地震応答解析等により十分な検討が行われない場合、(1.4)式による。

$$Q_{ud} = Z \cdot R_t \cdot A_i \cdot C_o \cdot W_i \quad (1.4)$$

- Z : 地震地域係数 (昭和 55 年建設省告示第 1793 号第 1 による。)
- R_t : 振動特性係数 (昭和 55 年建設省告示第 1793 号第 2 による。)
- A_i : 地震層せん断力の分布係数 (昭和 55 年建設省告示第 1793 号第 3 による。)
- C₀ : 標準せん断力係数 (1. 0 とする。)
- W_i : i 階より上部の建築物重量の和
- G₁ : 敷地の形状に応じた数値で表 1. 1 による。
- G₂ : 建築物の地下階の有無に応じた数値で表 1. 2 による。
- G₃ : 建築物及び地盤の相互作用に応じた数値で当面 1. 0 とする。

表 1. 1 G₁の値

敷地の形状 係数	がけ地	支持地盤が著 しく傾斜した 敷地	局所的高台	その他
	(注)			
G ₁	1. 1	1. 1	1. 1	1. 0

(注) がけ地とは、地表面の勾配が 30 度を超える土地で高さが 3m を超えるものを「がけ」と称し、がけの下端から水平距離でがけの高さの 2 倍以内の範囲で、かつ、がけの下端点より高い位置にある部分を「がけ地」とする。

表 1. 2 G₂の値

地下階の形状 係数	A ₁ /A ₀ < 0.75	A ₁ /A ₀ ≥ 0.75
	G ₂	1. 0

(注) A₁ : 地下階の床面積 (㎡)
A₀ : 建築面積 (㎡)

ニ 重要度係数

重要度係数 (I) は、総合耐震計画基準による。

[耐震安全性の分類]	[重要度係数 (I)]
I 類	1. 5
II 類	1. 25
III 類	1. 0

ホ 必要保有水平耐力の補正係数

(イ) 必要保有水平耐力の補正係数 (α) は、(1. 5) 式による。

$$\alpha = \frac{\alpha_d \cdot \alpha_m}{U} \quad (1. 5)$$

- α : 必要保有水平耐力の補正係数
- α_d : じん性能補正係数
- α_m : モデル化による補正係数
- U : 劣化係数

(ロ) じん性能補正係数

じん性能補正係数 (α_d) は、構造体のじん性能を適切に補正する係数で、特別な検討を行わない場合、鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造は、表 1. 3、鉄骨造は、表 1. 4 による。

表 1. 3 及び表 1. 4 において、構造規定を満足していない場合に、構造規定を満足している場合と同等の変形性能を与えられるようなじん性能改善のための補強がなされている場合は、構造規定を満足している場合として扱って差し支えない。

表 1. 3 鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の場合の α_d

壁種別 フレーム 種別	構造規定を満足している場合		構造規定を満足していない場合	
	WA~WD		WA~WD	
	$\beta \leq 0.3$	$0.3 < \beta_u$	$\beta \leq 0.7$	$0.7 < \beta_u$
FA、FB	1.0	1.0	1.2 (1.1)	1.2 (1.1)
FC	1.2 (1.1)	1.0	1.6 (1.5)	1.2 (1.1)
FD	1.6 (1.5)	1.2 (1.1)	1.6 (1.5)	1.2 (1.1)

(注1) () 内は鉄骨鉄筋コンクリート造の場合を示す。

(注2) 構造規定とは、建築基準法施行令第 74 条、第 77 条、第 77 条の 2、第 78 条、第 78 条の 2 及び第 79 条の 4 をいう。

表 1. 4 鉄骨造の場合の α_d

構造規定を満足している場合	構造規定を満足していない場合
1.0	1.5

(注) 構造規定とは、「保有耐力接合」及び「保有耐力横補剛」((財)日本建築センター：建築物の構造規定 1994 pp. 265-266) をいう。

なお、接合部及び補剛材の実状に即して適切に保有水平耐力を求めた場合には、1.0 として差し支えない。

建築基準法施行令の構造規定を満たさない部材は、解析上脆性的な破壊が生じない場合であっても、メカニズム時のせん断力が、終局せん断耐力に対してある程度余裕のある状態でなければ、せん断補強筋によるコンクリートの拘束効果が十分でないため、繰返し加力によって早期に耐力の低下を招き、脆性的な破壊を生じる可能性が大きい。

また、軸力が大きい場合においても、同様の理由により、脆性的な破壊となることが予想される。したがって、耐力的に余裕の少ないF C部材に関しては、脆性的な破壊の危険性があると考え、F C部材を含む場合であって、フレームの負担するせん断力が大きいものについても、じん性能補正係数を大きめにしたものである。

(ハ) モデル化による補正係数

モデル化による補正係数 (α_m) は、保有水平耐力の算定に当たって、電算機を使用する場合に考慮する係数である。一般的に、既存建築物の構造体を、構造計算プログラムに適用できるようにモデル化する場合、近似的な置換処理が避けられないことがある。そのような場合には、モデル化による補正係数を、1.0~1.2程度の値として割り増すこととする。

また、一般の保有水平耐力の計算プログラムは、現行の構造規定を満足する構造体を適用対象としているため、既存建築物に適用する際には注意が必要である。

特に、鉄骨鉄筋コンクリート造の部材断面の入力に当たって、鉄骨のウェブ部分がラチス形式及び格子形式である部材を、鉄筋コンクリート部材として置換した場合には、せん断耐力の算定に当たって、部材の有効幅を過大に評価するおそれがある。また、充腹型の鉄骨鉄筋コンクリート部材として置換した場合には、実際の履歴が鉄筋コンクリート部材に近いことを考慮する必要がある。したがって、十分な検討を行わない場合には、モデル化による補正係数は 1.1 とする。

(ニ) 劣化係数

劣化係数 (U) は、(1.6) 式による。

経年係数とは、経年変化による性能の低下を表わす係数であり、品質係数とは、建築物が竣工当時、既に持っていた品質の程度を表わす係数である。経年係数及び品質係数は、表 1.5、表 1.6 及び表 1.7 による。なお、評価に当たっては、原則として、現地調査を行うものとする。

$$U = \min (T, Q) \quad (1.6)$$

U : 劣化係数

T : 経年係数

Q : 品質係数

劣化係数(U)の算定に当たり、経年係数(T)及び品質係数(Q)は、鉄筋コンクリート造の場合は、表1.5の評価項目の最小値とし、鉄骨鉄筋コンクリート造の場合は、表1.5、表1.6及び表1.7を参照して決定する。

ただし、判定基準の適用に当たっては、全数の1/4~1/3程度を目安とし、欠陥箇所が1~2箇所の場合は、適宜数値を判断する。

鉄骨造の劣化係数(U)の算定に当たり、経年係数(T)は、表1.6、品質係数(Q)は、表1.7の評価項目の最小値とする。ただし、劣化が表記の範囲を超えた場合は、別途検討を行い、決定する。

表1.5 鉄筋コンクリート造の劣化係数算定表

	チェック項目	判定基準	標準値
経年係数 (T)	変形	下記のいずれにも該当しない。	1.0
		サッシの窓又は扉が開き難い。	0.95
		肉眼で、梁及び柱の変形が認められる。	0.9
		建築物が傾斜しているか、又は明らかに不同沈下している。	0.9
	壁、柱の亀裂	下記のいずれにも該当しない。	1.0
		肉眼で、柱の斜め亀裂がはっきり見える。	0.9
		外壁に数えられないほどの亀裂が入っている。	0.9
		雨もりがあるが、錆が生じていない。	0.9
		雨もりがあり、鉄筋の錆が出ている。	0.8
	変質、剥落	下記のいずれにも該当しない。	1.0
外部の老朽化による剥離が著しい。 内部の変質、剥落が著しい。		0.9 0.8	
その他特殊事情による劣化 (注1)	特になし。	1.0	
	若干の低減の必要がある。	0.9	
	低減の必要がある。	0.8	
品質係数 (Q)	施工品質	普通	1.0
		やや不良の箇所がある。 かなりの不良箇所がある。	0.9 要判定
	材料品質	問題なし。	1.0
		問題あり。(注2)	要判定

(注1) 「特殊事情」とは、海浜又は多雨地域等の周辺環境や火災経験、化学薬品使用等の条件をいう。

(注2) 骨材等に問題のある場合は、ここで低減を行う。数値は0.8~1.0とし、数値と共にコメントを併記する。

表 1. 6 鉄骨造の劣化係数算定表（その1）

	チェック項目	対象部位	判定基準	標準値
経 年 係 数 (T)	錆等による欠陥 (減少値/図面值)	柱、梁	5%以下	1.0
		筋かい材	5%を超え 10%以下	0.9
		アンカーボルト	10%を超え 20%以下	0.8
	コンクリートの ひび割れ状況	根巻き柱脚	ヘアクラック程度 やや大きい。 非常に大きい。	1.0 0.9 0.8
不同沈下（変形角）	基礎	2/1000 以下	1.0	
		2/1000 を超え 5/1000 以下 5/1000 を超え 10/1000 以下	0.9 0.8	
その他特殊事情に よる劣化（注）	軸組全般	特になし。	1.0	
		若干の低減の必要あり。	0.9	
		低減の必要あり。	0.8	

(注) 「特殊事情」とは、海浜又は多雨地域等の周辺環境や火災経験、化学薬品使用等の条件をいう。

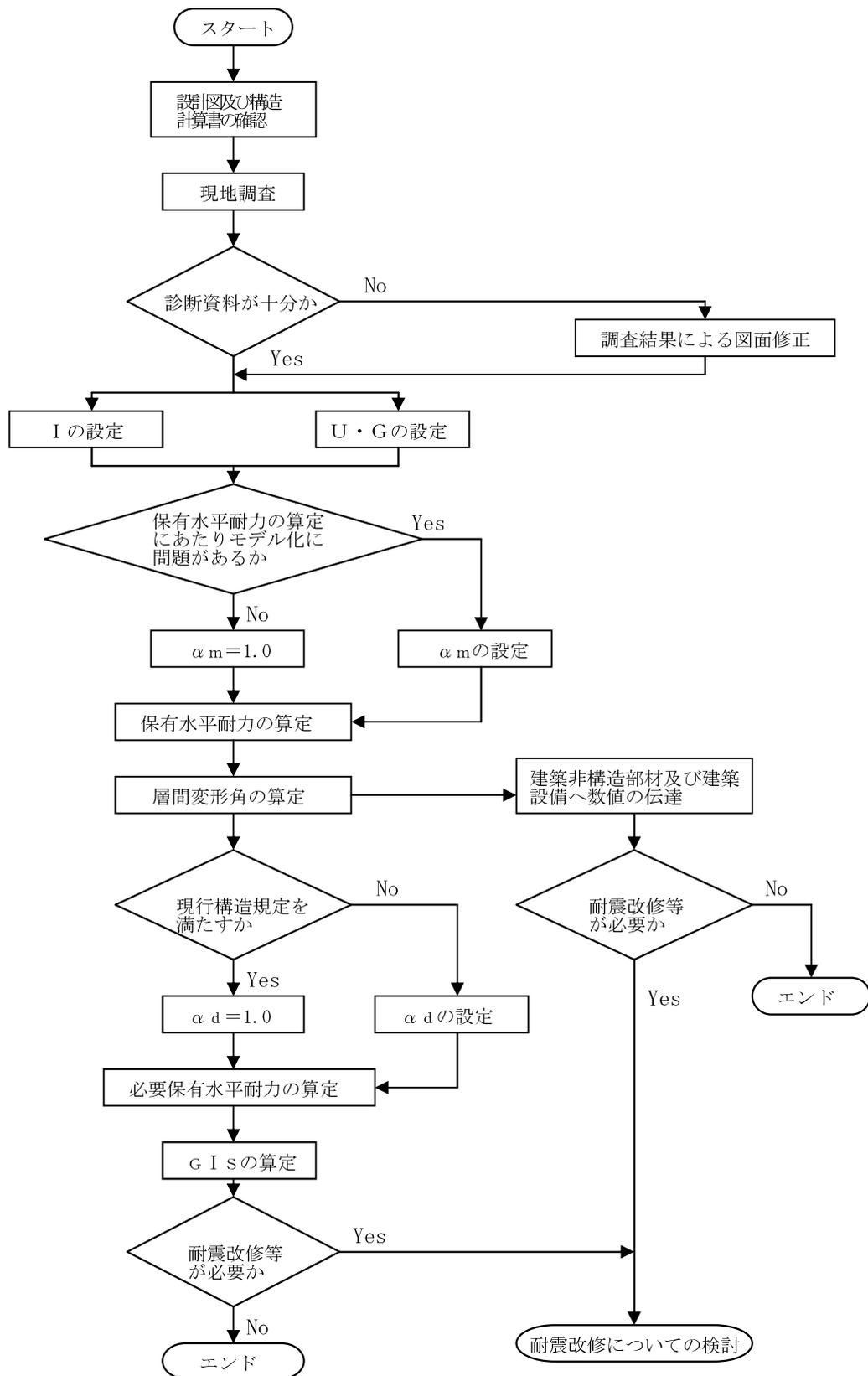
表 1. 7 鉄骨造の劣化係数算定表（その 2）

品 質 係 数 (Q)	チェック項目	対 象 部 位		判 定 基 準	標準値
	図面寸法との誤差	軸 組 全 般		3%以下 3%を超え5%以下 5%を超え10%以下	1.0 0.9 0.8
	変形、ねじれ	軸 組 全 般		ほとんどなし。 目につく程度 非常に大	1.0 0.9 0.8
	がた、ゆがみ	柱・梁接合部 筋かい材接合部		肌すきなし。 明らかに肌すきあり。 かなりの隙間あり。	1.0 0.9 0.8
	芯 ず れ	柱・梁接合部	梁ウェブの 水平ずれ (tw:梁ウェブ厚)	0.5・tw以下 0.5・twを超え2・tw以下 2・twを超える。	1.0 0.95 0.9
			梁フランジの 鉛直ずれ (tf:梁フランジ厚)	0.3・tf以下 0.3・tfを超えtf以下 tfを超える。	1.0 0.95 0.9
	溶接部の状況	溶 接 継 目		良 やや難あり。 難あり。	1.0 0.95 0.9
	ベースプレート の 隙 間	根巻きなし柱脚		5mm以下 5mmを超え10mm以下 10mmを超え30mm以下	1.0 0.9 0.8
	施工技術者実績	施 工 技 術		普通 納まり等に問題があり。 加工・組立て時にトラブル	1.0 0.95 0.9
	次の設計図書に対して				
① 接合部詳細図				内容が十分である。	1.0
② (標準開先図、継手詳細図)の1つ				内容が十分でない。	0.95
③ (溶接工技量試験記録、溶接部非破壊検査記録、 高力ボルト締付検査記録、リベット工事検査記録) の1つ				左記書類が揃わない。	0.9

耐震安全性の評価

I 類及びII 類	III 類	診断結果	評価
$\frac{Q_u}{\alpha \cdot Q_{un}} < 0.5$		地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。	a
$0.5 \leq \frac{Q_u}{\alpha \cdot Q_{un}} < 1.0$		地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。	b
$1.0 \leq \frac{Q_u}{\alpha \cdot Q_{un}}$ かつ $G I_s \leq \frac{Q_u}{I \cdot \alpha \cdot Q_{un}} < 1.0$		地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性は低い、要求される機能が確保できないおそれがある。	c
$1.0 \leq G I_s = \frac{Q_u}{I \cdot \alpha \cdot Q_{un}}$		地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性は低く、I 類及びII 類の施設では要求される機能が確保できる。	d

(参考)



耐震診断のフロー